

水道だより

令和2年7月1日号
No.27
横手市上下水道部経営管理課
横手市四日町3番23号
☎0182-35-2251

第61回水道週間
横手市標語コンクール特選
全国でも特選を受賞!!

飲み水を 未来につなごう ぼくたちで 増田小学校 高橋 然さん作

新型コロナウイルス感染症予防のため
石けんを使いこまめに手を洗いましょう!



令和3年度から検針方法と支払方法が変わります

水道事業、下水道事業の経費節減のため、令和3年度からメーター検針と請求を「毎月」から「隔月」に変更します。

なお、口座振替の方は毎月請求します。また、メーターの口径が50ミリ以上を利用の方は、毎月検針、毎月請求します。

これに伴い、お客様の負担が大きくなるよう漏水減免の対象期間を延長し、減免対象の拡大を行います。水道事業は厳しい経営状況にあり、将来的な水道料金改定の影響を少なくするための取組ですので、ご理解をお願いします。
【お問合せ先：経営管理課 ☎0182-35-2251】

		現在	→	令和3年度から
検針	メーター口径 13～40ミリ	毎月	→	隔月(2か月に1回)
支払	納入通知書	毎月	→	隔月(2か月に1回)
	口座振替	毎月	→	毎月

メーター口径50ミリ以上は変更がありません。

移行の際のイメージ

水道料金の例 メーター口径13ミリ

1. 現行 ・毎月検針し、前回検針以降の使用水量を請求

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
検針	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1
使用水量	18㎡	18㎡	20㎡	17㎡	22㎡	18㎡
請求額	3,256円	3,256円	3,652円	3,058円	4,180円	3,256円

2. 移行後

① 口座振替の方 ・隔月検針し、前回検針以降の使用水量を月割りで請求

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
検針	5/1	検針なし	7/1	検針なし	9/1	検針なし
使用水量	18㎡	—	38㎡	—	39㎡	—
請求水量	18㎡	—	19㎡	19㎡	20㎡	19㎡
請求額	3,256円	請求なし	3,454円	3,454円	3,652円	3,454円

② 窓口での納付の方 ・隔月検針し、前回検針以降の使用水量を一括請求

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
検針	5/1	検針なし	7/1	検針なし	9/1	検針なし
使用水量	18㎡	—	38㎡	—	39㎡	—
請求額	3,256円	請求なし	6,908円	請求なし	7,106円	検針なし

料金の支払いは口座振替が便利です

お問合せ先：横手市水道お客様センター ☎0182-32-2758

次ページは漏水の発見方法です!

「水道管の老朽化対策について」

将来にわたって安全な水道水を安定的に供給していくためには、老朽化した水道管を計画的に更新しながら漏水防止に努め、有収率や耐震化率の向上を図る必要があります。

水道管の総延長1012kmのうち44%が硬質塩化ビニル管となっています。このビニル管は、経年劣化による漏水や破損、さらには耐震性にも懸念があることから、補助事業を利用してダクタイル鉄管等の耐震化に優れた管に計画的に更新しています。

しかし、現在の老朽管更新には財源確保の厳しさや人員不足もあり、全体の1%未満に留まっています。今後は経年劣化した水道管が累積し、老朽管路交換時期の集中が懸念されます。



硬質塩化ビニル管の破裂による漏水

下水道への接続のお願い

下水道へ接続するには、どうしたらいいの?

下水道または集落排水施設へ接続するためには、市の指定を受けた工事店に依頼し排水設備工事を行ってください(お申込みください)。排水設備指定工事店がわからないときは、下水道課へお問い合わせください。また、市のホームページ(ページ番号000002070)から指定工事店の一覧をご覧ください。

横手市 排水設備指定工事店



融資あっせん制度があります

下水道または集落排水施設へ接続する際の工事資金を金融機関から借りた場合に、借入に伴う利子を市が負担します。

- ◆融資の対象 水洗トイレへの改造や、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事
- ◆融資金額 供用開始から3年以内なら120万円以内
供用開始から3年経過した場合80万円以内

※制度を利用する場合、あっせんの条件や利用の制限がありますので、指定工事店または下水道課へお問い合わせください。

詳しくは下記までお問合せください
下水道課
☎0182-35-2253

水道漏水調査を行っています

市では、貴重な水資源の無駄を防止するため、毎年漏水調査を行っています。

今年度は、横手地域の一部と大雄地域で主に各ご家庭に分岐している管(給水管)について漏水の有無を調査します。このため、宅地内で調査を行う必要がありますので調査員が訪問した際は、皆様方のご協力をお願いします(調査員は必ず横手市の腕章をつけています)。

宅地内で漏水を放置すると、突然水が止まったり、漏水付近が空洞になり土地が陥没するなど、思わぬ損害が発生するケースもあります。調査で漏水を発見したときはその都度皆様にお知らせしますので、その際は速やかに修理をお願いします。

漏水調査についてのお問合せ 水道課 施設管理係 ☎0182-35-2252



水道をしばらく使用しない場合は、「中止」の手続きを!

引越しの連絡もお忘れなく 手続きしないまま漏水すると料金が高額になる場合があります。

横手市水道お客様センターへご連絡ください。 ☎0182-32-2758

給水管、蛇口などはお客様のものです

メーター交換の際に壊れている場合の修繕費用は、お客様負担となります。

漏水修理は横手市指定の工事店にご依頼ください

※指定工事店は市のホームページ(ページ番号000002066)で確認できます。

※なお、指定工事店以外の業者等は修理できません。

横手市水道指定工事店

急に水が出なくなったときは・・・

横手市水道課へ電話をしてください。

平日 8:30～17:15 ☎0182-35-2252 夜間・土日祝祭日 ☎0182-32-2111 (代表)

料金のお問い合わせは・・・

横手市水道お客様センター ☎0182-32-2758

平日 8:30～17:30 水曜日は19時まで 土日 8:30～13:30

祝日、振替休日、12/29～1/3は休業